

平成26年9月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成26年9月24日（水） 午後1時00分 開議

- 日程第 1 議案第 4号 平成25年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第 5号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 6号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 7号 平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 8号 平成25年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 9号 平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第10号 平成25年度中川村水道事業決算認定について
- 日程第 8 請願第 3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第 9 請願第 4号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく法整備を行わないよう国に意見書を提出することを求める請願
- 日程第10 請願第 5号 リニア中央新幹線計画につき慎重な再検討を求める請願
- 日程第11 陳情第 9号 自主・自立を基本とする農業協同組合の維持・発展に関する要請書
- 日程第12 陳情第10号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する陳情書
- 日程第13 陳情第11号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第14 陳情第12号 だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情
- 日程第15 陳情第13号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書
- 日程第16 陳情第14号 国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書
- 日程第17 陳情第15号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情
- 日程第18 陳情第16号 集団的自衛権の行使を容認の閣議決定の撤回を求める陳情
- 日程第19 陳情第17号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する陳情
- 日程第20 陳情第18号 政府による緊急の過剰米処理を求める陳情
- 日程第21 陳情第19号 リニア中央新幹線計画に関わる地元市町村及び関係市町村として中川村を認めることを東海旅客鉄道株式会社に強く求めることに関する陳情
- 日程第22 発議第 1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 日程第23 発議第 2号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく法整備を行わないよう国に求める意見書の提出について

- 日程第24 発議第 3号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書の提出について
- 日程第25 発議第 4号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出について
- 日程第26 発議第 5号 国に対し、消費税率10%への増税中止を求める意見書の提出について
- 日程第27 発議第 6号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出について
- 日程第28 発議第 7号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する意見書の提出について
- 日程第29 発議第 8号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について
- 日程第30 発議第 9号 リニア中央新幹線計画に関わる地元市町村及び関係自治体として中川村を認めることを東海旅客鉄道株式会社に強く求める要望書の提出について
- 日程第31 発議第10号 特殊詐欺被害を抑止し、村民の安全と安心を確保する決議について
- 日程第32 委員会の閉会中の継続調査について

平成26年9月中川村議会定例会議事日程（第3号追加）

平成26年9月24日（水） 午後1時00分 開議

追加日程第1 発議第11号 だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書の提出について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	湯澤賢一
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	山崎啓造
10番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	菅沼元臣
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	米山恒由
書記	松村順子

平成26年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成26年9月24日 午後1時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしてありますとおりです。

日程第1 議案第4号 平成25年度中川村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、去る11日の本会議において総務経済、厚生文教の各常任委員会に分割付託してあります。

各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

まず総務経済委員長の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは総務経済委員会の委員会審査報告を申し上げます。

去る9月11日、本会議において当委員会に付託されました議案第4号 平成25年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、16日、17日の2日間にわたり役場第1委員会室において委員全員出席のもと関係課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。

以下、審査の過程で出されたもの、主な内容について報告いたします。

総務課庶務係。

「上前沢で中古住宅が村に寄附された。廃棄物があり、費用が発生している。」という問いに「寄附の条件に要らない物を処分してもらいたいとの条件であった。本宅は平成11年ごろで比較的新しい。賃貸で利用したい。」との説明でした。

牧ヶ原開田組合賦課金について「あり方の検討が必要ではないか。今後、村の政策と絡めて検討してもらいたい。」という問いに「この問題は協議している。」との説明でした。

「職員の給料を減らすことにより交付金が増えたが、これでよいのか。」との問いに「交付税は都市と地方の格差を是正している。」との説明でした。

「住宅など寄附のあり方を十分検討してもらいたい。」との問いに「慎重に取り扱う。」との説明でした。

交通防災。

防犯灯について「球切れなど多かつたのではないか。」との問いに「3年間は保証となっている。」との説明でした。

防災無線の保守点検はどのようになっているか。」という問いに「年1回点検している。聞こえにくい箇所があると聞く。アンテナの周辺の支障木など、点検、除去して

いく。」との説明でした。

「災害時、緊急の食料や水の確保はどうなっているか。」との問いに「村では災害緊急の食料は置いていない。水は500mlを1,200本確保してある。500mlは使い勝手が良い。村内の商店と協定が結んである。食料確保は給食センターも利用できる。五八災害のときには利用した。村内には利用できる井戸水が各所にある。」などの説明でありました。

「上伊那広域になった場合、伊南消防協議会はどうなるか。」との問いに「今までと変わらない。規律訓練、水防訓練などの必要性がある。」との説明でした。

企画広報係。

電源立地法付近の金の使い道についての問いに「現在は保育園の臨時職員の給料に充てている。」との説明でした。

「ケーブルテレビの使用期限は。」との問いに「現時点、決めていない。これからは光ファイバー、IP電話の時代になり、住民にもメリットがあるのではないか。」との説明でした。

「広報のソフトが大変高い。」との問いに「担当者がよいものをつくるために必要。」との説明でした。

「公衆電話はどこに置いてあるか。」との問いに「大草城址公園、チャオなど、各希望した集落など。」との説明でした。

「村づくり事業はどのくらい宣伝されているか。」という問いに「獣肉加工施設は決められた方たちが利用している。飲食店、レストランなどで宣伝している。村民の方たちにも利用してもらいたい。」との説明でした。

「飯舘村交流に20万円支出している。」という問いに「決算報告を受けて審査をしている。」との説明でした。

「可燃・不燃ごみ処理は情報漏えいはないか。」との問いに「実績ある会社に委託している。方法は溶かしている。」との説明でした。

住民税務課住民係。

住基カードについての問いに「平成28年からは個人番号制になる。」との説明でした。

税務係。

税金滞納者についての問いに「対策会議をして検討している。電話確認、分納契約などの検討、大口は県滞納整理機構にお願いしている。必要により預金差し押さえもある。」との説明でした。

「評価がえ鑑定評価費用はどこ。」との問いに「村単独の費用。」との説明でした。

「滞納者が増えているのではないか。」との問いに「中川村は少ないほうだが、100%徴収のところもある。」との説明でした。

生活環境係。

水質調査についての問いに「河川の水質調査は義務化されている。県に報告している。」との説明でした。

「水質検査の状況を住民に報告してはどうか。」との問いに「広報などで可能。」との説明でした。

議会事務局。

需用費について「多くは議会だよりに利用された。」との説明でした。

会計室。

「コピーをお願いできるか。」との問いに「安くコピーができる。」との説明、「カラーは余り鮮明ではないが、来てくだされば職員がコピーをします。」との説明でした。

振興課農政係。

「農地に太陽光は設置できるか。」との問い、また「農地の売り買いの実態は。」との問いに「営農を含めた方法もあるが、中川村ではしていない。」「農地の売り買いは余り高くない。」との説明でした。

果樹共済についての問いに「加入者が伸びない。」との説明でした。

「梅の里構想が思うように進んでいないのではないか。」との問いに「観光に結びつけていけるよう考えたい。」との説明でした。

「団体助成など金額は適正か。」との問いに「いずれは自立できるようにしていきたい。」との説明でした。

「地図システムは消耗品でよいか。」との問いに「データであり、振興課のパソコンで毎日利用している。」との説明でした。

「女性育成資金の取り組みは。」との問いに「子どもを中心に食育の指導。」との説明でした。

そこで、討論として、「加工所の自立のときが来ているのではないか。」との話がありました。討論がありました。

耕地林務課。

陣馬形山線林道の草刈りの状況についての問いに「いい時期を見て年1回刈っている。」との説明でした。

「景観に支障のある樹木の除去はできないか。」との問いに「個人山で切れない。」との説明でした。

「広域林道、折草線の工事の進捗状況は。」との問いに「折草線は26年度完成、広域林道は27年度完成。」との説明でした。

農村災害対策整備事業についての問いに「東日本大震災から農村のため池整備の事業がついた。」との説明でした。

商工観光課。

「村の施設修繕はどこに出しているか。」の問いに「初めに工事をした会社に出している。」との説明でした。

「赤ソバ、西原のブドウ園などの支援は。」との問いに「宣伝、フォトコンテストなどの受け付け。」との説明でした。

「観光パンフの数量は。」との問いに「必要により増刷している。東京、名古屋にも置いてある。」との説明でした。

東京など長野県のアンテナショップについての問いに「中川村も利用できる。」との説明でした。

建設水道課建設係。

「道路維持の契約は。」との問いに「130万円未満は随意契約。大きいものは入札。」との説明でした。

坂戸公園管理について「北組ミニパークまでの全体的な公園構想は。」との問いに「アカシヤなど個人山がある。河川敷内は国土交通省にお願いするが、難しい。道路沿いの整備は難しいものがある。」との説明でした。

構築物、アンテナなど、設置の許可についての問いに「農地は振興課が審議している。美しい村条例ができたので、許可がこれからは必要。色の配色もしている。」との説明でした。

国土調査係。

「残っているのは。」との問いに「小和田、横前の山つき、南原、牧ヶ原が27年に終わる。」との説明でした。「大草、中組の山、風三郎から南、滝沢など、あと10年ほどかかる。」との説明でした。

以上、25年度一般会計歳入歳出決算認定審査結果の報告とします。

なお、25年度決算にかかわる現場確認として、建設課で、道路改良、三共地区、「排水に大変苦労した。」との説明でありました。美里矢田黒牛線ですが、「古い石を利用し景観に配慮した。」との説明でありました。

振興課では、広域林道ののり面崩落現場、広域林道の舗装工事を見てきました。広域林道は「27年には中川村分が完成する。」との話であります。

総務課でもって、耐震性防火水槽、緊急時には、これ、中組であります、「緊急時にはろ過をすれば飲料水とできる。」との説明でありました。

以上、現場視察を行いました。各現場とも「できればよい。」との説明でありました。

以上、現場確認の報告とします。

よろしくご審議をお願いします。

次に厚生文教委員長の報告を求めます。

それでは報告いたします。

去る9月11日、議会本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました議案第4号平成25年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課に関するものと教育委員会に関するものの審査を、9月16、17、18日の3日間にわたり役場第2委員会室において委員全員出席のもと関係課長、次長、係長、両保育園長の出席を求め、慎重に実施しました。

審査の結果、すべての決算について全員の賛成により認定と決しました。

以下、審査の過程で出された内容について報告をいたします。

保健福祉課地域福祉係ですが、「民生児童委員は重要な役割を担っていただいている。改選があったが、余り受けてもらえない状況にあると聞くが、どのようでしょうか。」

○議長
○厚生文教委員長

との問いに「担当班に分かれて各地区を回りお願いしているのが現状だが、苦勞をしている。1回で受けてもらえる地区もあるが、難しい地区もある。3年後の改選時には大変になるのではないかなあ。」ということでありました。「報酬に問題はないのか。」ということですが、「県からの交付金を全額充てているが、安いと思うし、働きに見合った報酬とは言いがたいと思う。ボランティア感覚でやっていただいております、非常にありがたいが、報酬については、本人からは言いがたいと思うので、村側から聞かせていただけるような方法を検討したい。」ということでありました。

バンビーニについてですが、「利用料が年間500円であるが、無料にはできないかという声はありませんか？」との問いに「数年前は無料にとの声もあったが、現在は聞こえていない。お母さん方も500円くらいならいいという声もあります。」「村外へのPRなどはしているのか。」「PRはしていないが、利用者にしてみれば、土日も運営しているので使い勝手がよく、利用者が多いのではないかと思います。」ということでした。

「村単事業で教育センターひまわりの利用料の負担金が多くはないか。利用者はゼロであるが、どうだ。」ということですが、「24年度の実績で負担金が算定されている。」ということでありました。

「児童クラブの利用は西小学校が圧倒的に多いが、東小での利用法は？」という問いに對しまして「社協の中の一部を考えたが、高齢者と一緒では難しいのでは。病気などのことも考えられる。現在のままで仕方がないのかな。」ということでありました。また、「東地区においては祖父母が面倒を見ている傾向が多いのではないかとということが推察される。」ということでありました。

「民生児童委員への支援・相談件数が子ども関係で倍くらいになっているが。」との問いに「中田島住宅ができ、入居者が増えたためと思われるが定かではない。親が勤めていて、夕方、子どもだけで留守番をしているの問題が起り得るようです。」ということでありました。

児童福祉費で「少子化対策は重要と思う。子どもの数の今後の推移は予測できますか。」との問いに「各年で推移しており、理由は定かではないが、今後、尻つぼみになるとは考えにくいのではないかと。」ということでありました。

出産祝金について「他市町村では廃止されているところもあると聞くが、実態は。」の問いに「廃止というよりも、他の名目での交付金、補助金で賄われているようです。中川村では15人、平成24年度の倍、120万円を支給をしている。」ということでありました。

続きまして保育所関係ですが、「みなかた保育園で築山の修繕、撤去があるが、どのような経緯でこのようになったのか。」「毎年、修繕での対応できたが、修繕だけでは対応できなくなり、危険度も増したため撤去した。」ということでありました。

また、「LPGガス使用料が、みなかた、片桐の差が大変大きい。」との問いに對しまして「片桐保育園の未満児室改修のため、みなかたで2園分を賄ったためだ。」ということでありました。

プールの入園料、「与田切川での体験を続けてきましたが、川の形状や周辺環境の変

化、天候等、難しい面があり、プールでの対応としている。」ということでありました。

「園児に対するしつけ、特に家庭での、に差が見られると聞くが。」との問いに「参観日での意見交換、懇談会、講演会等を通して、どのような子育てを目指すのかといった目標に沿い対応しています。」ということでありました。

「子どもたちの食物アレルギーはどのような状況か。」「小麦、大豆、乳製品などに反応する子どももいますが、米粉のパンやアレルギー物質の除去などで対応している。」ということでありました。「症状の出た子もいたが、大事には至っていない。」ということでありました。

続きまして高齢者福祉係についてですが、「高齢者に優しい住宅改良の実態は。」との問いに「平成25年度は3件実施し、189万円が執行されています。」ということでありました。

「高齢者憩いの家のエコキュート、電気料が減らせるということで整備したが、なぜ減らないのか。台数が多いのではないかと。10年リースでの対応だが、10年後にはどのように対応するのか。」との問いに熱源の供給はエコキュートと給湯器で対応している。エコキュートは廃止したいが、違約金の関係もあるので、現実、難しいのかな。バイオマス燃料で賄えないか等を含めて今後の研究課題です。」ということでありました。

「緊急宿泊支援事業56万円が支出されているが、どのような事業か。」「これは1泊4,000円の補助で3日を限度とし、デイサービスを利用している人が原則であり、あらかじめ登録が必要である。」ということでありました。

「特別養護老人ホーム措置費1,562万5,000円はどのようなものか。」の問いに「市町村が一般財源で措置するもので、入所者本人の負担もある。」ということでありました。

「緊急通報体制整備は業者に任せきりに対応になっていないか。」との問いに「体制としては、会社オペレーターに通報が行き、協力員に連絡が行くようになっている。民生児童委員の皆さんが訪問の折に使い勝手や使用法など声がけをしていただいている。」ということでありました。

「特養への民間利用者が減っていると思われるが。」との問いに「施設独自の枠でやっているの、空きが出て困るというまではいかないのではないかと。介護スタッフが集まらずオープンできない施設もあるようなので、そのほうが問題なのではないでしょうか。」ということでした。

「在宅介護予防センター、土地賃借料の見直しは。」との問いに「数年に一度、見直しをしています。村での規則も考えてはいるが、いまだ結論は出ていない状況である。」ということでありました。

続きまして保健医療係。

生活習慣病対策の健康診査事業、心電図、眼底検査、大腸がん・肺がん検診の受診者が多く見られた。全受診者数は3,100人、個人負担248万7,000円、村の一般財源から599万5,730円が支出をされ、事業が執行されております。

不妊治療費助成事業、申請は2件あったということでありました。

結核予防対策、「発症の状況は、若年層においてたまに発症することもある。高齢者で免疫が低下すると発症しやすい。そのために65歳以上も対象に加えてあります。発症の地域差があることも事実で、貧困者の多い地域が多いと思われる。」ということでありました。

つづきまして教育委員会、総務学校係ですが、「課外活動費など各学校への補助金の金額が、数年、同額であるが。」との問いに「これは教員の人数をもとにしているため変化なしです。24年度までは交付のみで実績報告はなかったが、25年度からは実績で残れば返金をしてもらっており、補助金の交付上限も決められています。」ということでありました。

それから「修繕、修理、点検等の委託業者はどのように選定をしているのか。」との問いに「130万円超は入札で、50万円～130万円以下は1社見積もり、それ以下は小規模工事対応であります。ただし、警備、電気保守等の委託は数年契約、3年ごとである。」ということでありました。「業者も複数年の契約のほうがメリットがあるようでもあります。リースでは買い取り品とかが違い、アフターケアがしっかりできる業者を選定しており、安いだけでは決められない要素もある。」ということでありました。

「3校の水道料の大きな変化は。」との問いに「東小については、漏水箇所やトイレの給水装置の不具合があったり、プールのシャワーの使用法、先生が変わったときの水管理の引き継ぎがうまくできていないこともあったり、現在は更新をしている。」ということでありました。「西小は大きく増えたが。」ということですが、「高学年用、低学年用プールの推移を一定に保つための連結管の破損によるもの。」だということでありました。また、「中学校にも漏水があったため、ブロックごとにバルブを取りつけた。」ということでありました。「3校ともに給水管の老朽化が問題であると思う、」ということでありました。また、「漏水調査も相当額の金額がかかるわけですが、やらざるを得ない状況である。」ということでありました。

「バレー部の対外試合など部活のバス代が出ていないが、個人にの負担か。」との問いに「村のバスを使用すると無料で、バス使用料については選手の負担はなしで、村が全額負担をしている。」ということでありました。「村のバスが空いていないときは外注で対応をし、補助金はバス以外の宿泊費や高速代等に使われている。」ということでありました。

「給食センターの職員数は適正か。」との問いに「開校当初から見ると児童・生徒数は3分の2ぐらいに減少しています。しかし、職員数を減らしてはいません。手のかかるメニューを増やすと大変ではあるが、児童、生徒の気持ちを考え、さまざまなメニューを用意することが必要なために、これだけの人数は必要であると思われる。」ということでありました。

猿の被害予防対策、「猿が増えて児童、生徒に被害を及ぼす危険性が増しているが、対策はどうなっているのか。」との質問に「出くわした児童、生徒に対応してもらうため、24年度末、全員にホイッスルを配布しました。26年度初め、新1年生にも配布をしております。振興課でも被害防止のための取り組みをしてもらっていますが、個体

数を減らす対策が大切ではないのでしょうか。」ということでありました。

「給食費の滞納、未納の状況は。」との問いに「25年度の未納はなし、24年度末までの未納は、徴収をお願いする時点で職員の対応に問題もあったとは思われるが、残金については分割で納めてもらっていますので、不納欠損にはならないと思う。」ということでありました。

また、「放射の測定検査での食材検査料はどのようになっているのか。」との問いに「検査に使う材料の一部、検査のための持ち込み輸送にかかる費用は村で負担、東電への請求はしていません。現在まで基準値はクリアされているし、結果については公表しております。」ということでありました。

「コーディネーター、いわゆる放課後子ども教室、賃金体系はどのようになっているのか。」との問いに「補助要員に定められた賃金で時給1,440円、推進員は1,080円、サポーター720円であるが、県の最低賃金が728円であり、10月から730円にアップをする予定である。」ということでありました。

用務員委託の現状ですが、「3校と歴民館で4人お願いをしている。70歳をめどに交代を考えているわけですが、そのときは公募でお願いをしたい。」というふうに考えているそうです。「応募をしてくれる人がいないときは、引き続きお願いすることにもなり得る。」ということでありました。

「教育委員会制度の改革が言われているが、どのようになった。」との問いに「本庁と教育委員会、つまり尊重と教育委員とのパイプ強化をということが主であり、27年度からは意見交換のための会議を設ける。」ということでありました。また、大綱作成という要請もあるようですが、これは「第5次総合計画でも可能ではないかと考えている。」ということでありました。

「学校や教育委員会への苦情や提言というものはありますか。」との問いに「PTA、学校、教育委員会などと教育懇談会で話し合っている。」と、「本年は施設整備の要望よりもスマートフォンに対する家庭、学校としての取り扱いの指導の仕方についての話し合いが行われた。」ということでありました。

つづきまして教育委員会社会教育係ですが、「文化センター事業で、毎年、さまざまな事業が行われており、希望をとるのは当然だと思うが、目的や視点を変えるなど、内部での検討はされているか。」との問いに「大ホールを使用して実物を見ていただくのが目的。催し物の選定は、毎回、アンケートをとり実行している。運営のための会議は持っていないが、職員定例会で催し物に参加された方の意見、業者のアドバイスもいただきながら選定している。」ということでありました。

また、「なかがわ寄席については、始めた当初、大勢の方が来場していただけたが、近隣でも同様の催し物があり、減少傾向のため、26年度は取りやめとしている、」ということでありました。

「フォレストコンサートは、24年度、始めて以来、県内、県外からの客もあり好評であるが、2年間で一旦幕引きをし、26年度は見直しをしたい。本年は文化講演会を人権男女共同参画とセットで計画をしている。」ということでありました。

「催し物については、近隣市町村との連携をし、鑑賞者の増を考えていく必要があると思う。」ということでもあります。

「催し物の決め方としては、チラシを送ってくる業者もあるが、ほとんどがインターネットでの検索で決めている。」ということでもあります。

「アンケートではなく、申し込みをすることで催し物の希望は可能か。」との問いに「夜の実行は難しいこと、また、予算づけまでの段階で順番を早目に決めているために、希望があれば申し込んでいただいても結構ですが、すぐに希望には添えないかも。」ということでもあります。

「催し物のテーマとしては、地域に密着したもので、村の関係者、友人、知り合いなどへお願いしていけば大きな費用をかけなくても実行できるのでは。」との問いに「来場者の好みもあるので、子ども、女性など、ジャンルを大きく分けて企画をしている。」ということでもあります。

「図書館の電算機リース、システム使用料はどのようなものか。」との問いに「書籍の管理をするためのもので、リースは機器のもの、使用料はソフトウェアの使用料。」だそうです。

「保守点検業務委託の業者選定はどのように。」との問いに「3年契約で行っている。清掃は3年契約で、入札による。空調などの専門的な部門は、建設のときからずっと同じ業者である。」ということでもあります。

「村での委託は一括でという方法はできないのか。安くできる可能性もあるのではないか。」との問いに「特別なものは無理だが、消防設備などは可能性があるのではと思われるので、いま一度、検証したい。」ということでもあります。

また、「歴民館の将来像、建てかえも含めての検証、検討は必要であるのではないか。」という意見も出ておりました。

それから、25年度決算に係る現場視察を行っております。

9月18日、午後、厚生文教委員会に関係する現場視察を委員全員出席のもと保健福祉課長、教育長、教育次長に同伴をいただき実施しました。

片桐保育園の視察では、未満児室拡張、未満児専用トイレ、長時間保育室新設、厨房改修などで9,077万4,600円が投資をされ、園児の皆さんの快適な園生活を確信してまいりました。

また、訪問したときはお昼寝の時間帯でしたが、中川村の将来を担ってくれる子どもたちの寝姿に心が和み、温かいものを感じた次第であります。

標高1,280mのところ立つ丸尾のブナ、2013年夏、枝が折れ、現在残っている個体も開口部が菌に腐食されつつあるとの診断結果が報告されております。中川村の天然記念物であり、長野県の南信地区でもブナの巨木が残るのは珍しいとのことでもあります。300年の風雪に耐えて中川村の歴史を見詰めてきた姿は神々しささえ感じました。ツリーサポートシステムという工法で一日も早く支えてやりたいと思った次第であります。

また、アンフォルメル美術館も見せていただきました。8月30日から9月28日ま

でアトリエ棟で小川泰生の「深層のこだま」と銘打った個展が開かれておりました。佐賀県の生まれで2014年に奥さんの出身地である中川村に移住したということでもあります。我々が本来持っている動物的な感覚、直感的なもの、いわば野性を生きてきたころの原始的なイメージをした作品だということでありました。表面にパラフィンワックス、いわゆるろうを用いて薄く柔らかい膜の中に閉じ込めたような作品でありました。

また、10月2日からは11月24日まで坂本太郎展が企画されているということでもあります。木を素材とした新作を含めて10年ほどの作品を展示するということでもありますので、ぜひ、皆さんもご鑑賞願えればと思います。

以上、報告といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず原案の反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の発言を許します。

○2 番 (湯澤 賢一) 平成25年度決算に賛成の立場で討論いたします。

決算に基づく健全化判断比率は国が定めたすべての早期健全化の基準を下回り健全という状況であるとの報告であります。

また、監査の報告では、歳出について不用額は予備費を除けば多額の不用額でもなく、補正予算の措置など適切に処理していることが認められているとしていっております。

また、事業については、積極的、効率的に執行しており、経費節減の努力がうかがえたとしており、監査の結果としても合格であると言えるかと思えます。

保育園の未満児室の改修工事には1億円近い資金が投入されていますが、いわゆる、これは箱物行政とは異なり、子育て世代の強い要望に沿った積極的な事業展開であったと考えます。

総体として、財政調整基金などの基金の積み立てが進み、住民感情といたしましても安心な決算と考え、平成25年度決算に対しての賛成の討論といたします。

○議 長 ほかに賛成討論はありませんか。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は平成25年度中川村一般会計の歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

25年度決算の詳細内容については、慎重に審査、検討いたしました。

監査の審査意見では、厳しい財政情勢の中、健全な財政運営に配慮しつつ、自立の村づくりや村民要望にこたえるべく、各分野における事業など、取り組みを着々と進めている、このことの評価がされております。

自立の村づくりで最も重要視される財政の健全化では、理事者を初め職員の皆さんの努力により改善が図られております。

今後、26年度予算についての取り組みに向け、村民要望にどう答えられるか、庁内での力強い取り組みを引き続き期待をしまして、賛成討論とします。

○議長 ほか賛成討論ありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これ賛成討論を終わります。
以上で討論を終わります。
これより採決を行います。
なお、これより行う各決算の採決は起立によって行います。
議案第4号に対する各委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議長 〔賛成者起立〕
全員起立です。着席ください。(起立者着席)よって、議案第4号は認定することに決定をしました。

日程第2 議案第5号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第6号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第7号 平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

この3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件は去る11日の本会議において厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは報告いたします。

去る9月11日、議会本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました議案第5号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月16日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと保健福祉課長、担当係長の出席を求め、慎重に実施しました。

審査の結果は認定です。

審査の過程で出された内容について報告いたします。

歳入合計は国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、交付金、補助金、一般会計からの繰入金等で5億1,927万5,000円、歳出合計は保険給付費、後期高齢者支援金、介護保険給付金、共同事業拠出金などで4億9,041万9,000円です。歳入歳出差額が2,885万6,000円となります。

税率については、おおむね3年ごとに見直しをしてきているということであり、単年度収支の黒字幅が減ってきているのも事実であり、26年度の経過を見た上で27年度からの計画を立てることになるが、今後の経過を見て決定することであるけれども、極力上げたくないと思っているということでありました。

続きまして、議案第6号でございます。

去る9月11日、議会本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました議案第6号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月16日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと保健福祉課長、担当係長の出席を求め、慎重に実施しました。

審査の結果は認定です。

審査の過程で出された内容について報告します。

歳入合計は5億7,930万6,649円、歳出合計5億6,619万4,715円です。

保険料の基準額は3年に一度の見直しをしてきているわけですが、26年度当初では基金を全額充てる予定ではあったが、25年度決算で繰り入れなしで済んだということでもあります。

「地域密着型サービス、村内施設での受け入れ定数に対して実質人数が少ないようだが。」との問いに對しまして「村内の人だけの受け入れが原則ではあるが、協議会の判断で村外からの受け入れも可能であり、営業努力で対応していただくことが大前提ではあるということではありますが、利用料金の面とか、施設の増加などにも一因があるのかもしれない。」ということでありました。また、「村内の事業所を残すためには村としての対応も考えていかねばならないかもしれない。」という答えでありました。

続きまして議案第7号ですが、去る9月11日、議会本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました議案第7号 平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月16日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと保健福祉課長、担当係長の出席を求め、慎重に実施をしました。

審査の結果は認定です。

審査の過程で出された内容についてですが、歳入の合計は4,408万7,482円、前年度比で0.5%の増、歳出合計は4,406万5,582円、前年度比9.3%の増額であります。

後期高齢者健康診査の結果は、受診対象者181人に対して受診者は136人という結果でありました。後期高齢者人間ドック補助事業では、補助金額1人1万円、人間ドック費用の2分の1、上限が1万円で、24年度、25年度、補助申請は1人であったということでもあります。

以上、報告といたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
まず議案第5号の採決を行います。
この決算に対する委員長報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第5号は認定することに決定しました。
次に議案第6号の採決を行います。
この決算に対する委員長報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第6号は認定することに決定しました。
次に議案第7号の採決を行います。
この決算に対する委員長報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第7号は認定することに決定しました。
日程第5 議案第8号 平成25年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 議案第9号 平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
この2議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。
本件は去る11日の本会議において総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 委員長報告。
平成26年9月定例会、総務経済委員会。
去る9月11日、議会本会議において当総務経済委員会に付託されました議案第8号
平成25年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月18日、
役場第1委員会室において委員全員出席のもと担当課長、係長の出席のもと慎重に審
査しました。
審査の結果は、委員全員賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。
審査の過程で出された意見等について報告します。
施設の維持管理など大きな問題もなく順調に行われているとのことでした。
公共の水洗化率は全体で88.3%、大草区が93.7%、片桐処理区が85.5%、昨年よ

り1.5%上がっています。
汚泥処分についての問いに「専門業者がほかにいないので南信サービスに委託して
いる。汚泥は肥料になっている。大草、片桐などは月5回ほどくむ。脱水車は飯島、
中川で購入、南信サービスで運転している。」との説明でした。
「伊南し尿処理センターが廃止になるのではないか。」との問いに「将来はどうする
か、現在、検討中。」との説明でした。
不納欠損についての問いに「未収は分納をお願いしている。行方のわからない方は
不能になるかもしれない。」との説明でした。
「落雷などによる修繕は。」との問いに「保険で対応している。また、タオルなどが
マンホールに詰まることがある。」との説明があり、「管理が大変。」との説明でした。
続いて、議案第9号について。
去る9月11日、議会本会議において当総務経済委員会に付託されました議案第9号
平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月18日、
役場第1委員会室において委員全員出席のもと担当課長、係長の出席で慎重に審査を
行いました。
審査の結果は、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。
審査の過程で出された意見について報告します。
水洗化率は昨年より1.5%伸びた。
意見として、「汚泥についての処分はどのようになっているか。」との問いに「脱水
車は中川村のもので、トラストが運転している。駒ヶ根で肥料にし、年間150体くら
い出る。情報はケーブルテレビなどで周知し、葛島クリーンセンターで配布している。
中川で持ち込んだ分が返ってくる。」との説明でした。
「加入普及率は上がっているが、処理水が減っている。」との問いに「以前は雨水が
入ったことがあった。今は雨水が入らない。」との説明でした。
関連で合併浄化槽についての説明でございしますが、現在70.2%で、もう少し上がる
との事務局の説明でした。
以上、報告とします。
慎重にご審議願います。
委員長報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。

まず議案第8号の採決を行います。
この決算に対する委員長報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。よって、議案第8号は認定することに決定しました。
次に議案第9号の採決を行います。
この決算に対する委員長報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。よって、議案第9号は認定することに決定をしました。
日程第7 議案第10号 平成25年度中川村水道事業決算認定についてを議題といたします。
本件も去る11日の本会議において総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
○総務経済委員長 議案第10号、水道事業についての決算認定報告をいたします。
去る9月11日、議会本会議において当総務経済委員会に付託されました議案10号平成25年度中川村水道事業決算認定について、9月18日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。
審査の結果は、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきと決しました。
審査の過程で出された意見を報告いたします。
「中川橋のところの管布設について、普段はどのようにしているか。」の問いに「普段はとめてある。」と、「東西の水道管が牧ヶ原と2カ所につながるによりリスクが減った。」との説明でした。
「桑原地区の水道はどのようにになっているか。」との問いに「現時点では、つなぐことを考えていない。桃里など簡易水道で賄っている。保健所にて水質検査をしている。」との説明でした。
「水の有収率が悪い。」との問いに「昨年は水が少なく、水回しが多かったためロスが発生してしまった。」との説明でした。
以上、報告といたします。
よろしくご審議をお願いします。
○議長 委員長報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これより議案第10号の採決を行います。
この決算に対する委員長報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。よって、議案第10号は認定することに決定しました。
ここで暫時休憩とします。再開は2時5分とします。
〔午後1時55分 休憩〕
〔午後2時05分 再開〕

○議長 会議を再開します。
日程第8 請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。
本件は去る11日の本会議において厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。
○厚生文教委員長 それでは報告いたします。
去る9月11日、議会本会議におきまして厚生文教委員会に付託をされました請願、受理番号3番、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書についての審査を、9月17日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと慎重に実施しました。
審査の結果は、全員賛成で採択です。
請願の趣旨は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、いつでも、どこでも、誰でも手話は大切な言語と認識し、手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定することを求めるものであります。
審査の過程で出された内容について報告をいたします。
「長い歴史の中で大変不自由な思いやつらい思いをされたことに同情しないわけにはいかない気持である。」「手話言語法を一日も早く制定すべきである。」「現在まで、なぜ制定がなされなかったのか不思議であり、検証する必要もある。」等の意見が出されております。
以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。

○4番 (鈴木 絹子) 手話言語法制定を求める意見書について、私は賛成の立場で意見を述べます。
1878年に京都で聾教育が始まり、大正、昭和と時代を経て100校を超えたそうです。

しかし、今日までの道のりは決して平坦なものではなく、手話が排除される時期があったり、障害者福祉施策の一つとしてしか理解されなかったり、多民族・多言語国会でないために多様性が意識されにくかったりなど、言語としての手話の認知がおくれたそうです。

聞こえないということは、聞こえる人が当たり前に行っている音声言語のコミュニケーションをすることが難しいという意味なのです。人が生まれて育っていく上で、言語は必要不可欠なもので、聾者の場合には 100%認識できる言語は視覚機能を利用した言語である手話であり、聾者が人間として基本的人権を保障されるために言語として手話を使える環境が法的に整えられることが求められます。

2006 年、国連総会で障害者権利条約が採択され、2008 年には発効しましたが、日本は 2007 年に署名はしても批准はしておらず、いまだに権利条約に従う法的義務が発生していない現状です。批准には国内法の整備が必要で、その一環として手話言語法の制定が求められているものです。

手話を言語として保障することは、1、手話を獲得する、2、手話で学ぶ、3、手話を学ぶ、4、手話を使う、5、手話を守るという 5 つの権利を保障することを意味するものです。

聾者、聾児が家庭、学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使い、手話による豊かな文化を享受できる社会の実現を目指し、手話に関するあらゆる施策、例えば教育、子ども家庭福祉、通信、公共施設、政治参加、司法手続、労働、雇用、民間施設、放送、文化、スポーツなど、それらの総合的かつ計画的な推進を図るために手話言語法の制定が求められるものと考え、賛成討論とします。

以上です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、請願第 3 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定をしました。

日程第 9 請願第 4 号 集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく法整備を行わないよう国に意見書を提出することを求める請願

を議題といたします。

本件は 11 日の本会議において総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

去る 9 月 11 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました請願第 4 号 集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく法整備を行わないよう国に意見書を提出することを求める請願について、9 月 19 日、役場第 1 委員会室において委員全員出席のもと紹介議員の説明の後、慎重に審査をしました。

審査の結果は賛成多数で採択です。

請願の趣旨は、安倍内閣は、7 月 1 日、国民多数の反対を押し切って集团的自衛権行使容認を閣議決定しました。戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたった憲法 9 条のもとで歴代の自民党政権も認められないとしてきたことを大転換させました。閣議決定は、武力攻撃や武力行使を可能にし、非戦闘地域に限定した後方支援を戦闘地域に拡大し、武器使用の制限を撤廃しました。武器使用をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないとした歯どめを外せば、武装した自衛隊が戦地で攻撃の対象になり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかです。私たちは、命を生み育て、守るために活動しています。戦争で人を殺したり殺されたりすることのない平和な日本を大切に考えていますという趣旨のものです。

審査の結果、賛成多数で採択となりました。

なお、意見として、戦争に巻き込まれる危険があるのでとの意見でした。

もう一つの意見として、趣旨採択ではとの意見もありました。

以上、審査報告とします。

慎重にご審議をお願いします。

○議 長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○2 番 (湯澤 賢一) 私は委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

政府は集团的自衛権容認を閣議決定し、行使のための法整備を進めようとしております。

日本国憲法は前文で「平和を愛する諸国民の公正と審議に信頼してわれらの安全と生存を保持しよう」とし、また、9 条において「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。」としております。

私が子ども時代の昭和 20 年代は、日本が敗戦から復興に立ち直ろうとしているなかで、小学校の先生方が「日本は、もう絶対に戦争をしなくなったんだよ。憲法でそう決めたんだよ。」と本当に熱心に教えてくれました。それが子ども心にとっても誇らしいことに思えました。その教えを私は心に抱えて、ずっと歳を重ねてまいりました。

今、政府は、日本の近隣諸国からの脅威を宣伝し、武力による威嚇に対して、日本憲法が禁止する武力による威嚇で対抗し、憲法を変えることなく政府の勝手な解釈で

集団的自衛権を容認し、他国との交戦を認める憲法に変えようとしています。

どのように国際環境が変化しようとも、紛争の解決に武力の行使を認めない日本の覚悟と決意が日本国憲法です。そして、どのような状況でもその理念を貫き通すことがすばらしいことだと思います。それを誇りに思うことが、まさに日本人としての愛国心の基本なのではないかと私は思います。

中川村議会が集団的自衛権の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく法整備を行わないように国にも求める意見書の請願を採択した総務経済委員会の委員長報告を心から支持し、私の賛成討論といたします。

○議長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第10 請願第5号 リニア中央新幹線計画につき慎重な再検討を求める請願を議題といたします。

本件は去る11日の本会議において総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 去る9月11日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました請願第5号リニア中央新幹線計画につき慎重な再検討を求める請願について、9月19日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は、賛成多数で趣旨採択です。

請願の趣旨は、環境で南アルプスをトンネルで貫くことによる自然環境に対する悪影響、低周波音や強い電磁波の発生のおそれ、工事に伴う残土の問題、過大な消費電力など、問題点について環境省の意見書に書かれた件については、ほとんど踏み込んで解決がされていません。事業性として次世代の日本にとって本当に価値ある事業であるか、国会、県会、行政でも再審議されるべきです。住民の生活への保障として情報公開や環境評価のJR東海の対応は余りにも不十分であり、また、地元住民感情に対する理解も全くされていません。

審査の結果、賛成多数で趣旨採択です。

なお、意見として「デメリットが目立つ。」「県の要望にこたえていない。」など、趣旨採択の意見として「東海道新幹線が古くなり、事故が心配される。」「村も反対していない。」「環境をしっかりとしてほしい。」などの意見がありました。

ここで鈴木絹子議員から少数意見の留保の申し出がありました。

以上、報告といたします。

○議長 報告を終わりました。

次に、本件については、鈴木絹子君から会議規則第76条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

○4番 (鈴木 絹子) 9月19日の総務経済委員会において留保した意見を次のとおり会議規則第76条第2項の規定により報告します。

1、受理番号第5号 リニア中央新幹線計画につき慎重な再検討を求める請願

2、JR東海はリニア中央新幹線について8月26日に環境影響評価書を確定し、公表しました。しかし、4月23日に提出した評価書の問題点について環境省の意見書に書かれた懸念についてはほとんど解決されていません。

また、現在、多くの学者、メディア、評論家、市民に疑問点を指摘されています。水枯れや振動を初めとする自然環境の悪化や消費電力の大きさなど、取り返しのつかないものとなってはいけないと思います。

知るほどに考えることが多くなり、計画沿線の山梨から名古屋まで、考える会が次々にできています。

今は、九州や北海道の人には関係ないこと、知らないことかもしれませんが、日本全体にとっても次世代へ残るものです。

中川村にとっても、渡場だけの問題ではないと考えます。

急いで工事計画を進めるのではなく、慎重な再検討を求め、採択とします。

以上です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○2番 (湯澤 賢一) 委員長報告に反対の立場で討論いたします。

請願の趣旨は、国土交通省に対して環境省の意見を精査し、リニア新幹線計画を慎重に再検討するよう求めるものです。

請願では、特に環境庁から出された意見書から環境、事業性、住民への生活への保障の3点を挙げ、交渉できる保証もないままの着工は認められないとしております。

過去にドイツでは閣議決定されたリニア計画が着工寸前で、ほぼこの請願と同じ理由で議会の反対により中止になった例があります。

将来の国民生活、地域形成、鉄道網のあり方にかかわる戦後最大と言われる国家的巨大プロジェクトが、閣議の決定もなく、国会の審議も承認もなく、単に審議会の答申だけで責任の所在もないままに着工を認可することは、それが日本の国民的とも言える事業を決定する一つのシステムだとしたら、関連する市町村がみずから判断せざ

るを得ず、有識者の検証結果を真摯に受けとめて、単に情緒的、あるいは利害関係だけの、また、地域活性化等の夢に類する希望的判断だけではなく、関連地域に住む私たちは、ここで立ちどまって慎重に再検討に時間をかけなければならないと考えます。

以上の考えから意見書を国土交通省に提出するようにとの請願の趣旨を尊重し、意見書を提出しない趣旨採択とした総務経済委員会の報告に反対です。

以上であります。

○議長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第11 陳情第9号 自主・自立を基本とする農業協同組合の維持・発展に関する要請書

を議題といたします。

本件は、9月18日に陳情者より取り下げの申し出があり、受理をいたしました。

取り下げを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって陳情第9号 自主・自立を基本とする農業協同組合の維持・発展に関する要請書は取り下げを許可することに決定しました。

日程第12 陳情第10号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する陳情書

を議題といたします。

本件は11日の本会議において総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 去る9月11日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第10号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する陳情書について、9月19日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、全員賛成で採択です。

陳情の趣旨であります。昭和54年8月、長野県ほか5県、169市町村が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、中川村も指定されました。平成14年には指定地域が拡大され、県内では諏訪、上伊那地域の18市町村が追加指定されました。昭和55年5月、議員立法により制定された地震防災対策強化地域における地震対策緊急

整備事業に係る国の財政上の法律、地震財特法を根拠とする地震対策緊急整備事業に基づき、関係市町村は施設整備を進めてまいりました。しかしながら、今後も整備を必要とする事業が多く残されており、また、東日本大震災の大地震により得られた教訓を踏まえて公共施設の耐震化、防災資機材の整備等、より一層推進することが求められているにもかかわらず、この地震財特法は平成26年末をもってその効力を失おうとしています。

審査の結果、全員賛成で採択です。

なお、意見として「中川村でも地震財特法の継続が必要である。」

以上、報告とします。

慎重なご審議をお願いします。

○議長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をしました。

日程第13 陳情第11号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

を議題といたします。

本件は11日の本会議において厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 報告いたします。

去る9月11日、議会本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号11番、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情についての審査を、9月17日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと慎重に実施しました。

審査の結果は趣旨採択です。

陳情の趣旨は、交通事故や転倒、スポーツ外傷などにより頭部に障害を受け、受傷時の意識障害が軽度でも重傷な症状を引き起こすこともあることを多くの市民に知っ

ていただきたいこと、業務上の災害などで働けない場合、労災認定基準を改正してほしいということであります。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「軽度外傷性脳損傷について多くの皆さんに周知を図ることは、そのとおりであると思う。」「労災認定基準を改正する基準が明確ではない。」「陳情者が遠隔地であり、団体の姿が見えない。全国にこのような組織があり、長野県内に同団体があれば真意がつかめると思うが。」といったような意見が出されております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

賛成多数です。よって、陳情第 11 号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第 14 陳情第 12 号 だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情を議題といたします。

本件は 11 日の本会議において厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長

それでは報告いたします。

去る 9 月 11 日、議会本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号 12 号、だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情についての審査を、9 月 17 日、役場第 2 委員会室において委員全員出席のもと慎重に実施しました。

審査の結果は趣旨採択です。

陳情の趣旨、医療介護総合法は、高齢者福祉への影響や市町村への負担増、地域支援事業への負担増、本人や家族の心身的、経済的不安を増加させることが予想される、要支援者への対応を従来どおりとすることなどを求めるものであります。

審査の過程で出された内容について報告します。

「財源をどのようにするのか等の問題点もあるのではないか。」「介護の現場では厳しくなり勤める人も少なくなっている。施設で働く人たちの労働改善のための補

助金や経費を支給できるような施策を考える必要があるのではない。」「考え方は、そのとおりであり、必要と思うが、全体像が見えず、同意しかねる。」「また、「介護法の介護度の枠づけはしてほしくない。」「実際に介護者を見ていると大変である。」「消費税の財源を福祉に回すべきではないか。」「また、「多面的にもろもろを考えたとき、段階を経て解決していくのがよいのではないか。』といったような意見が出されました。

なお、本件に関しましては、中塚議員から少数意見の留保が提出されておりますので報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長

報告を終わりました。

次に、本件については、中塚礼次郎君から会議規則第 76 条第 2 項の規定によって少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

○5 番

(中塚礼次郎) 去る 9 月 17 日の厚生文教委員会において留保した少数意見を次のとおり報告いたします。

政府が前国会において成立させた医療介護総合法は、施行された際に高齢者福祉への影響が懸念されており、これに伴う各市町村への負担も非常に大きくなることが予想されます。要介護者本人や家族に対する心身的あるいは金銭的負担を増加させることによって、憲法 25 条にうたわれる社会福祉の向上及び増進の理念に反することにもなりかねません。誰もが安心して受けられる医療・介護保険制度の実現のため採択とします。

以上です。

○議 長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○8 番

(大原 孝芳) 私は委員長報告の趣旨採択に対して反対の討論をいたします。

今回、上伊那医療生協のほうから来ている陳情については、介護法の変更等によって大きく中川村に影響があると、そういった趣旨で来ています。そして、今、委員長の報告の中に、委員の中から財源の問題とか、そんなことが、多分、趣旨採択のするための説明として出てきています。私たち中川村議会というのは、こういった国の制度によって中川村村民がどのような影響を受けるか、そして、そういったことによって、今の介護の問題が、どういった、年寄りに、弱者にどういふふうに影響かということを考えなければなりません。したがって、国が行う、そういった財源については、私たち議会がどうこう言うことではありません。しっかり、中川村の村民、また、老人福祉に対してきちんと今のことを担保する、今の現状をきちんと担保してあげることが、議員、私たち中川村議会の役目でございます。したがって、委員長報告に対して反対の討論といたします。

○議長 ほかにも討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 これにて討論を終ります。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。
 この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 賛成少数です。よって、陳情第 12 号は委員長報告のとおり趣旨採択といたしません。
 暫時休憩します。
 [午後 2 時 4 0 分 休憩]
 [午後 2 時 4 4 分 再開]

○議長 再開します。
 先ほど、陳情第 12 号の採決に対しては、委員長報告に対して否決となりました。
 この陳情を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。
 [賛成者挙手]

○議長 賛成多数です。よって、陳情第 12 号は採択とすることに決定しました。
 日程第 15 陳情第 13 号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書を議題といたします。
 本件は 11 日の本会議において総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 去る 9 月 11 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第 13 号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書について、役場第 1 委員会室において、9 月 18 日、上伊那農業協同組合 牛山専務、中川村森支所長の説明を受け、質疑をいたしました。
 J A に対する質疑の中で出された意見は次のとおりです。
 「今まであぐらをかいてきていなかったか。」「無駄はなかったのか。」「中山間をどのように支援していくか。」「組合員をどのように守るか。」などです。
 9 月 19 日、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。
 審査の結果、全員賛成で採択です。
 陳情の趣旨は、国は 6 月 24 日、規制改革実施計画、骨太の方針及び日本最高戦略を閣議決定した。農林水産業、地域活力創造プラン改訂版を決定した。協同組合である J A は、組合員、会員の自主的決議、運営している組織であり、組織、事業の変更などは組合員の意思決定に基づいた自己改革が基本であります。農業協同組合法など関連法案の検討に際しては、地域、社会、インフラの下支えなど、J A の役割も認識した上で現場実態を踏まえて策定される自己改革案を尊重し、J A 組織の自己改革のさらなる加速化に向け、その実現を後押しする内容となるよう政府、行政機関に意見を求めますということでもあります。

審査の過程で、全員賛成で採択であります。
 なお、意見として「J A がきちんと改革していくように応援したい。」「単協として農民を守るよう取り組んでもらいたい。」などがあります。
 以上、報告といたします。

○議長 報告を終りました。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、この問題は、都市型の J A と、それから地方の J A と、この部分を一緒に議論をしていることが非常に問題だなあというふうに思っているわけがあります。ご承知のように、都市型の J A につきましては、金融、あるいは共済、不動産部門が主であるわけでありまして、一方では、地方の J A につきましては総合農協ということで、営農、生活、それから金融、共済という形で、地方の人と暮らし、それから生活を守ってきたというような使命があるわけでありまして、その部分を一括に議論していることが非常に問題だなあと思っているわけでありまして、J A が地方に恩恵をもたらしていることは事実でありますので、そういう意味では、協同組合である J A グループといたしますのは、やはり利用者の組織だということ、利用者である組合員に、あるいは最大に奉仕することが目的でありますので、そのために自己改革で改革をしていくことが重要だというふうに思っておりますので、賛成の立場で意見を申し上げたいというふうに思います。

○議長 ほかにも討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 これにて討論を終ります。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長の報告は採択です。
 この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、陳情第 13 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。
 日程第 16 陳情第 14 号 国に対し、消費税率 10% への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書を議題といたします。
 本件は 11 日の本会議において総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 去る 9 月 11 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第 14 号 国に対し、消費税率 10% への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書につい

て、役場第1委員会室において、9月19日、委員全員出席のもと慎重に審査しました。

審査の結果、全員賛成で採択です。

陳情趣旨、本年4月より消費税率が8%となり、国が発表した5月の家計調査では、消費支出が前年比8%減り、減少幅は4月の4.6%からさらに拡大、増税による深刻な影響は誰も目にも明らかです。政府は、夏場以降、経済指標を踏まえて12月初旬にも来年10月からの消費税率10%増税を決定するとしています。たとえアベノミクスによりマクロ経済指標が上向くことがあっても、経済格差は拡大しており、中小企業、勤労者を土台とする国民経済は、年金等、社会保障費削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、地域経済にはかり知れない影響を与えることは必至です。それは全体として税収減を招き、財政再建に全く逆行しています。4月の増税に伴って危惧されていた中小企業の消費税転嫁は、厳しい競争の中で、やはり困難であり、地域の経済や雇用を支えている中小企業は売り上げ減と消費税負担によって、塗炭の苦しみであります。これ以上の消費税増税は地域の中小企業の失業増大など地域経済に壊滅的な打撃を与えます。

審査の結果、委員全員の賛成であります。

なお、意見として「国民の生活を考えるべき。」「村民生活にも影響が出るなど、社会保障などの面から弱者に負担を押しつけることがよくない。」などであります。

以上、報告とします。

慎重なご審議をお願いします。

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○5番 (中塚礼次郎) 私は、国に対し消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情に対して、委員長報告の採択、賛成の立場で意見を述べます。

私は4月の消費税5%から8%への増税中止を求める陳情が出された25年6月議会でも、消費税は消費、景気を後退させ、消費税を転嫁できない広範な中小企業、自営商工業者、農民に大きな打撃を与えること、1997年の5%への増税で消費不況と景気悪化が急速に進み国税収入が減少したこと、財界系の調査機関では、消費税率が8%、10%への引き上げに伴う家計負担について、1997年の増税時を大きく上回る11兆円と試算されていることなどを増税中止を求める意見として述べました。

政府は8%から10%の増税を行う中で、財界に対して大規模な法人税減税を約束しております。

5月の家計調査でも見られるように、消費支出は前年度対比で8%の落ち込みというところで、これ以上の消費税増税は地域経済に壊滅的な打撃を与えることとなります。

○議 長

○議 長

○5 番

以上、消費税の10%増税を行わないように意見書を提出することの賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員の賛成です。よって、陳情第14号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定をしました。

日程第17 陳情第15号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情

を議題といたします。

本件は11日の会議において厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 報告いたします。

去る9月11日、議会本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号15番、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情についての審査を、9月17日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと慎重に実施しました。

審査の結果は、全員賛成で採択です。

陳情の趣旨は、長野県の福祉医療制度は、医療費を一旦窓口で支払い、2～3ヶ月後に口座に振り込まれる自動給付方式である。子どもを抱える世帯や母子家庭、障害者やその家庭が経済的な心配をしないで安心して医療を受けられるように願うというものであります。

審査の過程で出された内容について報告いたします。

「段階を経て検討することも必要ではないのか。」「県への陳情は、あちこちで上げられており、知事に決断を望むものである。」「37都府県で実施されており、子育てにも寄与されると思うので、ぜひ採択を。」「現金支払いが困難な人、経済的に心配で病院にかかれない人の解消のためにも、ぜひ必要である。」というような意見が出されております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。
 討論はありませんか。

○4 番 (鈴木 絹子) 子ども、障害者等の医療費窓口無料化を求める意見書について賛成の立場で意見を述べます。

先般の一般質問の中で子育て支援の一環として私も取り上げました課題でもあり、また、村からは、会合の折には県のほうにも伝えていましてとお答えをいただいたものですが、改めて地域の大勢の方の声として受けとめるべきものと考えます。

4月に消費税が8%になって、3%が5%に上がったときよりもずっと負担感が強いという声があり、それは生活のあらゆる場面で財布とのにらめっこになっているものです。それが医者にかかるか、かからないかの選択をしなければならない状況になっていることは非常事態と考えます。治療がおくれることで重症化して、かえって経費がかかってしまうことも考えられますし、命にかかわることになることも考えられます。お金の心配をしなくても安心して受診できる医療費窓口無料化の早期実施を願って賛成討論とします。

以上です。
 よろしくお願ひします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長報告は採択です。
 この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員の賛成です。よって、陳情第15号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第18 陳情第16号 集団的自衛権の行使を容認の閣議決定の撤回を求める陳情

を議題といたします。
 本件は11日の会議において総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 去る9月11日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第16号 集団的自衛権の行使を容認の閣議決定の撤回を求める陳情であります。このものにつきましても、趣旨につきましては請願4号と関連がありますので割愛させていただきます。

なお、審査の結果、賛成多数で採択であります。
 以上であります。
 以上、よろしくご審議願ひします。

○議 長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長報告は採択です。
 この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。
 [賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。よって、陳情第16号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第19 陳情第17号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する陳情

を議題といたします。
 本件は11日の会議において総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 去る9月11日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第17号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する陳情について、役場第1委員会室において、9月19日、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

審査の結果、全員賛成で採択であります。

陳情の趣旨、政府が骨太の方針2014など並びに新成長戦略に位置づけた農業改革は、日本農業だけでなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねません。日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業に開放しようとするものです。その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提言をしています。食料危機が心配される中、安全・安心な食料の生産、環境と調和できるのは家族農業であり、それを支える諸制度の充実、地域の維持、協同組合を発展することが重要と考えます。1として、骨太2014並びに新成長戦略の位置づけた農業改革を中止すること、2として、農業改革に当たっては農業担い手の軸を家族経営とし、これを支える諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化、生産の振興と食料自給率の向上に資するものとするのであります。

審査の結果は、全員賛成で採択であります。
 なお、意見として、「弱者にしわ寄せが行くのでは。」「企業の農地解放が見られる。」。趣旨採択の意見として「人・農地プランが進んでいる。」。

以上、報告とさせていただきます。
 よろしくご審議願ひします。

○議 長 報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
この陳情に対する委員長報告は採択です。
この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第 17 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定を
しました。
日程第 20 陳情第 18 号 政府による緊急の過剰米処理を求める陳情
を議題といたします。
本件は 11 日の会議において総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 去る 9 月 11 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第 18 号
政府による緊急の過剰米処理を求める陳情について、役場第 1 委員会室において委員
全員出席のもと、9 月 19 日、慎重に審査いたしました。
審査の結果、委員全員の賛成により採択です。
陳情趣旨、2014 年度、九州など早場米の消費地での取引価格が 4,000 円安と見込ま
れ、全国的な価格暴落が強く懸念されます。本年からは経営安定所得対策が半減され、
米価変動補てん金の事実上が廃止されたもとで米生産が根底から脅かされることにな
ります。政府は、主食用米から飼料米へと転化を補助金を増額して誘導していますが、
対策の初年度ということもあり、種もみ確保、マッチング、貯蔵、調整施設などが未
整備であり、生産現場で十分な対応ができない状況にあります。ことし 6 月には在庫
が 75 万 t 増える見込みであり、政府は何ら対策を講じてこなかった。攻めの農業改革
で 5 年後に政府が需給の調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけて
います。
審査の結果は、委員全員の賛成で採択であります。
なお、意見として「水田は、環境、多面的機能を持っている。」「国民の米離れも影
響している。」などであります。
以上、報告とします。
よろしくご審議をお願いします。

○議 長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、ただいまの委員長報告へ賛成の立場で討論を行います。
2014 年産米の収穫が終わろうとしています。生産者米価が暴落し、コスト割れの
低水準になっております。
安倍内閣は、農業、農村の所得倍増を言うものの、現実には、その逆となっており、
不安や批判の声が出ています。
稲作農家が他産業並みの労賃を得て米づくりをするには、農水省の試算によります
と平均で玄米 60kg 当たり 1 万 6,000 円が必要としております。
しかし、生産者米価の相場となる農協が年内に支払う概算金の価格を見ていますと、
千葉県のコシヒカリが 1 等米 60kg9,000 円と前年を 3,000 円ほど下落、茨城県のあきた
こまちが 7,800 円で 2,200 円下落、コストの半額以下ということです。全国の指標
となる新潟県の一般コシヒカリが前年比 1,700 円低い 1 万 2,000 円となっております。
政府は、輸入米を増やす環太平洋経済連携協定、T P P を前提に国の需給調整責任
を放棄し、農家に自己責任を迫っています。
2018 年度から国による米の生産調整を廃止することになっており、生産調整を達成
した農家への交付金もことしからは半額ということになります。
米の消費増や豊作の中で過剰在庫が生まれやすくなっております。
政府保有の古米を飼料用に回し、過剰な 13 年産米を政府が買い上げることによるな
ど、価格安定と需給の調整を求めて賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これより採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員の賛成です。よって、陳情第 18 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定
しました。
日程第 21 陳情第 19 号 リニア中央新幹線計画に関わる地元市町村及び関係自治
体として中川村を認めることを東海旅客鉄道株式会社に
強く求めることに関する陳情
を議題といたします。
本件は 11 日の会議において総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 去る9月11日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第19号
 リニア中央新幹線計画に関わる地元市町村及び関係自治体として中川村を認めること
 を東海旅客鉄道株式会社に強く求めることに関する陳情について、9月19日、役場第
 1委員会室において副村長の経過説明を聞き、去る8月27日、JRから3人の方が来
 村、認可後、関係市町村に中川村が入るとの話が口頭で伝えられたと説明がありまし
 た。続いて、委員全員が出席のもと慎重に審査いたしました。
 審査の結果、賛成多数で採択でした。
 陳情趣旨、リニア中央新幹線整備については、国土交通省より9月中にも工事が認
 可され、10月には着工の見通しとなりました。長野県では、リニア中央新幹線整備に
 対する意見の中で地元の自治体と十分な協議を通じて合意形成を図り、協定等を締結
 するなどとして住民の不安を払拭するよう求めています。関係自治体とは、発生土な
 どの運搬、発生土の運搬径路、発生土を活用する自治体としています。JR東海は村
 からの要望にもかかわらず、知事意見を無視し、地元市町村から中川村を外して工事
 説明、協議をしようとしません。このままでは中川村に重大な生活環境の変化がもた
 らすリニア新幹線工事についてJRの説明や意思を伝える手段もなくなってしまいま
 す。
 審査の結果、賛成多数で採択であります。
 なお、意見として「中川村が説明関係市町村に認可後入るが、要望書を提出しては
 どうか。」との意見でした。
 「趣旨採択でよいのでは。」という意見もありました。
 以上、報告いたします。
 慎重にご審議お願いします。

○議 長 報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。

○2 番 (湯澤 賢一) 委員長報告に賛成の立場で討論を行います。
 陳情の趣旨は、リニア中央新幹線の工事着工にかかわる関係自治体として中川村を
 認めることを求めるものであります。
 今まで中川村は、リニア新幹線工事の関係する自治体として、その6団体からは外
 されてきましたが、このままでは、たとえ着工の認可が下りても、中川村はリニアの
 工事についてJRから説明を受けることも協議に参加することもできないように思わ
 れます。
 JR東海は、巨大ではありますが一民間企業ですから、中川村議会としては要望書
 を提出することになりますが、中川村を関係自治体に入れることを求める議会とし
 ての意思を明確にすることは、村民の負託にこたえる議会の責任ある態度かと思いま

総務経済委員長の報告に賛成し、討論といたします。
 ○議 長 ほかに討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長の報告は採択です。
 この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。よって、陳情第19号は委員長報告のとおり採択とすることに決定し
 ました。
 ここで暫時休憩といたします。(「議長、動議。休憩前に動議をお願いします。」と呼
 ぶ者あり) 暫時休憩とします。再開は追って連絡いたしますので、よろしくお願いま
 します。
 [午後3時15分 休憩]
 [午後3時45分 再開]

○議 長 会議を再開いたします。
 日程第22 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
 を議題といたします。
 朗読を願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (松澤 文昭) 「手話言語法」制定を求める意見書
 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語
 彙や文法体系を持つ言語である。音声聞こえない、音声で話すことができない等、
 手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に情報獲得とコミュニ
 ケーションの手段として大切に守られてきた。
 しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別された
 長い歴史があった。
 2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが
 明記されている。
 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立
 した改正障害者基本法では、すべて障害者は可能な限り言語、その他の意思疎通のた
 めの手段についての選択の機会が確保されると規定されている。
 また、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、
 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、誰でもみんなが手話を身
 につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究する
 ことのできる環境整備に向け、法を整備し、法の制定を国として実現することが必要
 である。

よって、国におかれましては、上記の内容を盛り込んだ手話言語法を早期に制定するよう強く要望します。

以上、朗読し、提案にかえさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
日程第23 発議第2号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく法整備を行わないよう国に求める意見書の提出についてを議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○7番 (小池 厚) それでは説明をいたします。
集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書
去る7月1日、政府は集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行った。
集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていないものにもかかわらず他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国のあり方を根本から変えるものであり、憲法9条を空洞化するものである。
集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。
このような憲法の基本原理にかかわる重大な変更、すなわち憲法第9条の実質的な改変を国民の中で十分に議論することすらなく憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うということは背理であり、立憲主義に根本から違反している。
係る閣議決定は、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。

さらに、閣議決定は、集団的自衛権の行使容認ばかりでなく、国際協力活動の名のもとに自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大することまで含めようとしている点等も看過できない。

日本が過去の侵略戦争への反省のもとに徹底した恒久平和主義を堅持することは、日本の侵略により悲惨な体験を受けたアジア諸国の人々との信頼関係を構築し、武力によらずに紛争を解決し、平和な社会をつくり上げる礎になるものである。

日本が集団的自衛権を行使すると、日本が他国間の戦争において中立国から交戦国になるとともに、国際法上、日本国内すべての自衛隊の基地や施設が軍事目標となり、軍事目標に対する攻撃に伴う民間への被害も生じ得る。

集団的自衛権の行使等を容認する本閣議決定は、立憲主義と恒久平和主義に反するものであり、係る閣議決定に基づいた自衛隊法等の法改正も許されるものではない。

については、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を直ちに撤回するとともに、集団的自衛権を行使するための関係法律の改正等を停止するよう要請するものである。

以上、説明といたします。

○議長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
日程第24 発議第3号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○8番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して説明とかえさせていただきます。
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
今後、予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、

地域住民の生命、身体及び財産の安全を確保するため地震対策緊急整備事業計画に基づき各般にわたる地震防災対策を鋭意講じてきたところである。

しかしながら、今後なお整備を必要とする多くの事業が残されており、また、近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、公共施設の耐震化、防災資機材の整備等をより一層推進することが求められているにもかかわらず、この計画の根拠法である地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は平成26年度末をもって効力を失おうとしている。

よって、政府においては、このような状況と大規模地震対策の重要性にかんがみ、同法の有効期限の延長について特段の配慮をされるよう強く要請する。

以上、よろしく審議をお願いします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第25 発議第4号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○4 番

(鈴木 絹子) 案文を朗読します。

農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書

農業改革が必要であることは、多くの農業関係者、国民が意識している。農業従事者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積しており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者を初めとした積極的な取組み、改善が必要なことは言を待たない。

しかしながら、これまで地域の農業、農村を維持し、また地域の重要なライフラインとして役割を担ってきたのが農業協同組合であることは紛れもない事実である。

また、地域における新農政の推進や災害からの復興などにおいても行政と一体と

なった取り組みを行っており、農業協同組合は組合員及び地域住民にとって欠かすことのできない存在となっている。

農業改革を実行するに当たっては、こうした経過や現状、地域の実態を踏まえ、十分な議論を尽くした改革を行っていくことが当然であり、民間組織である農協組織、事業の改革にあっては、組合員の意思決定に基づく自己改革を基本にしていくべきである。

しかし、今般の規制改革に係る議論の末、政府が6月24日に決定した規制改革実施計画、農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版では、農業協同組合、農業委員会等、農地を所有できる法人（農業生産法人）のあり方に関してセットで見直しを断行すると提示している。

総合農協の解体とも言える改革は、地域にとって重大な影響を及ぼしかねず、政府においては、これまで農協組織が地域社会において果たしてきた役割、その背景にある組織理念、構成などを踏まえた慎重な議論を十分に行うことが極めて重要である。

その上で、農業改革に当たっての組織、事業の改革においては、上部組織における改革の加速化を促し、政府として農協の自己改革を後押しするような支援を行っていくことを強く要望する。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員の賛成です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第26 発議第5号 国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○7 番

(小池 厚) それでは原案と朗読して提案にかえます。

消費税率10%への増税を行わないことを求める意見書

本年4月より消費税率が8%となり、国民生活と景気に大激震を与えています。

総務省が発表した5月家計調査では、消費支出が前年同月比8.0%減り、減少幅は4月の4.6%から拡大、東日本大震災があった2011年3月のマイナス8.1%以来の落ち込みとなり、増税による深刻な影響は誰の目にも明らかです。

それにもかかわらず政府は夏場に向けて経済対策を強め、その夏場の経済指標を踏まえて12月初旬にも来年10月からの消費税率10%増税を決定するとしています。

しかし、たとえアベノミクスによってマクロ的経済指標が上向くことがあっても、経済格差の広がりや顕著であり、中小企業、勤労者を土台とする国民経済は、一方で、年金等、社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不足を招き、地域経済にはかり知れない影響を与えることは必至です。それは全体としての税収減を招き、財政再建にも全く逆行します。

また、4月増税に伴って危惧されていた中小企業の消費税転嫁は、厳しい競争の中で、やはり困難であり、地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売り上げ減と消費税負担増によって塗炭の苦しみにあります。

これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大など、地域経済に壊滅的打撃を与えます。

以上のことから、政府に対し消費税増税中止を求める意見書を提出するものです。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第27 発議第6号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める意見書の提出について

を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○1 番 (高橋 昭夫) それでは案文を朗読して提案といたします。

子ども・障がい者などの医療費窓口無料化を求める意見書

現在、貧困層の拡大とともに子育て世帯や母子家庭、障害者やその家族は大変な経済的困難を抱えながら生活している方もいます。

福祉医療費の窓口無料化の対象は各市町村によっても異なりますが、長野県では窓口で医療費を支払った2～3ヶ月後に1レセプト当たり500円の受給者負担金が差し引かれた額が口座に振り込まれる自動給付方式になっています。

経済的に困難を抱えた世帯が当面の医療費の心配をしながら受診を控えるケースもあり、疾病の早期発見、早期治療がおくれる事態も生じています。

全国では既に子どもの医療費で37都府県、障害者医療費では30都道府県で窓口無料制度が実施され、医療費の心配なく受診できる制度が定着をしています。

以上のことから、長野県でも子どもと障害者などの医療費の窓口無料化を実施するよう求めるものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員の賛成です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第28 発議第7号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する意見書の提出について

を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○8 番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して説明といたします。

農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する意見書

規制改革会議答申を受けて、政府が骨太方針2014並びに新成長戦略に位置づけた農業改革は、日本の農業だけではなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねません。

この農業改革は、安倍首相の日本を世界で一番企業が活動しやすい国をつくる成長

戦略の一環として日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し農業と農地を企業のもうけのために開放しようとするもので、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提言しています。

農業委員の公選制を廃止し地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農民の意見表明の場を奪うこととなります。農業生産法人の要件緩和とあわせ企業の農地取得に道を開くことにつながります。

また、JA中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している農協の役割をないがしろにするもので、労働者の雇用にも重大な影響を与えます。

この方向は、企業のもうけのために、自主的に運営されるべき協同組合の存在を否定することであり、ICA（国際協同組合同盟）会長も「協同組合の根本的な原則に攻撃を加えている」と批判しています。この攻撃は農協にとどまらないでしょう。

今、食料危機が心配される中、将来にわたって安全・安心な食料生産・供給を担い、環境と調和できるのは家族農業であり、国連もことしを国際家族農業年としているのです。

農業政策の基本を企業の参入、進出に置くのではなく、家族農業を基本とし、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティの維持、協同組合を発展させることこそが重要だと考えます。

政府は、骨太方針2014並びに新成長戦略に位置づけた農業改革を中止すること、農政改革に当たっては、農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化等、生産の振興と食料自給率の向上に資するものにすることを求めます。

以上、よろしく審議をお願いします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第29 発議第8号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○4 番

（鈴木 絹子） 案文を朗読して説明とします。

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

2014年産米は、宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が前年を4,000円程度下回る12,000円台（1俵60kg）などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されています。

ことしから経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとの、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかり知れないものがあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調製施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない状況にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年の基本指針を決めた昨年11月の食料部会で今年6月末の在庫が2年前に比べて75万tも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。

また、攻めの農政改革で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理を実施することを求めます。

以上、審議をよろしく願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第 30 発議第 9 号 リニア中央新幹線計画に関わる地元市町村及び関係自治体として中川村を認めることを東海旅客鉄道株式会社に強く求める要望書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

朗読

趣旨説明を求めます。

(小池 厚) それでは、朗読して説明にかえます。

リニア中央新幹線計画にかかわる地元市町村及び関係自治体として中川村を認めることを求める要望書

東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という)は、8月26日に環境影響評価書を公表し、その中で国土交通省の認可を受けた後、まず事業説明会を開催するとしています。

長野県では、本年3月20日に阿部守一県知事名によるリニア中央新幹線整備に対する意見をJR東海に伝達し、その一つとして建設工事に伴う住民生活への影響の低減策について地元自治体との十分な協議を通じて合意形成を図り、協定等を締結するなどして住民の不安を払拭するよう努めること求めています。その中で地元自治体とは建設工事により影響を受ける地域の自治体としています。

また、建設工事に伴う発生土(残土)処理については、JR東海が責任を持って対応するとともに、住民生活の影響の低減に向けて取り組むこととし、発生土に関して関係自治体と十分な協議を行うこととしています。その中で関係自治体とは発生土を搬出する市町村、運搬経路となる市町村、発生土を活用する市町村としています。

しかしながら、今までJR東海は中川村を地元自治体、関係自治体と認めず、再三の村からの要望にもかかわらず、長野県知事の意見も無視して地元市町村や関係自治体から中川村を外し、協議をしていませんでした。このままでは、中川村民に重大な生活環境の変化をもたらすリニア新幹線の工事についてJR東海から説明を受けることや、また、中川村と村民の懸念や意思をJR東海に伝える手段もありません。

なお、8月27日にJR東海より担当者が来村し、認可後、関係自治体として加えられるようですが、要望します。

以上、趣旨説明といたします。

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局長
○議長
○7番

○議長

○議長

○議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成多数です。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第31 発議第10号 特殊詐欺被害を抑止し、村民の安全と安心を確保する決議について

を議題といたします。

朗読願います。

朗読

趣旨説明を求めます。

○5番 (中塚礼次郎) それでは、朗読をもちまして説明といたしますが、「抑止し」というのが正しいので、ちょっと、そこのところを訂正お願いしたいというふうに思います。「防止し」になっておりますが、「抑止し」が正しいので訂正をお願いします。

特殊詐欺被害を抑止し、村民の安全と安心を確保する決議

国民の生活を脅かす大きな社会問題となっている特殊詐欺の被害は、平成25年に入り急増し、長野県内においては昨年一年間で被害総額が10億円を超え、上伊那地域でも被害が報告され、ことしも昨年を上回るペースで推移しているなど、依然として歯どめはかからず、今後もさらに被害の拡大が懸念される。

特殊詐欺は、家族への愛情を悪用するなど、人々の不安や弱みにつけ込み、抵抗力の弱い高齢者を標的にする決して許すことのできない卑劣な犯罪である。

特殊詐欺の被害から村民の財産を守るためには、関係機関、自治体による広報・啓発活動、相談体制の充実及び自主防犯活動に対する支援、金融機関窓口における積極的な声かけ等による水際対策の推進、事業者による犯罪情報の提供協力はもとより、被害に遭いやすい高齢者を見守るネットワークを構築するとともに、地域社会及び家庭におけるきずなを造成し、村民一人一人の危機意識を高めるなど、あらゆる施策を講じて村を挙げて取り組んでいく必要がある。

よって、本村議会は、村民生活の安全・安心を確保する立場から、関係機関、団体と連携を強化するとともに、村民と一体となって特殊詐欺の被害から村民の財産を守るため全力で取り組んでいくことを決議する。

以上です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○議長 長

○事務局長

○議長 長

○5番

○議長 長

○議長 長

○議 長 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 賛成多数です。よって、発議第 10 号は原案のとおり可決されました。
 日程第 32 委員会の閉会中の継続調査について
 を議題といたします。
 議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から議会会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付をしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。
 お諮りいたします。
 各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
 お諮りいたします。
 ただいま湯澤賢一君ほか 4 人から発議第 11 号が提出されました。
 この日程について追加をし、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 異議なしと認めます。よって、発議第 11 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定をしました。
 追加日程第 1 発議第 11 号 だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書の提出について
 を議題といたします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議 長 趣旨説明を求めます。
 ○2 番 (湯澤 賢一) それでは、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。
 だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書
 政府が成立させた医療介護総合法は、22 項目に及ぶ附帯決議がなされるなど、不完全な部分も多く、施行された際に高齢者福祉への影響が懸念されています。また、これに伴う各市町村への負担も非常に大きくなる可能性が予想されます。
 第 1 に、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の地域支援事業への移行に当たり、国は財源の確保を含めた支援を打ち出しているものの、結局は介護保険からの切り離しであることに変わりはないことです。各市町村は、介護保険に対しての負担は変わ

ることがない上に、さらに地域支援事業に対する負担もあることにより、要支援者の重度化予防に十分な措置をとることが難しくなります。
 第 2 に、軽度の要介護者に対する特別養護老人ホームへの入所は、附帯決議上でのみ認められた、あくまで特例に過ぎないとしている点です。今後、生活上や疾患上の理由などで他の社会資源に頼ることが困難な方が行き場を失うことが予想されるとともに、このケースに対する判定が複雑化することとなります。
 これらは同時に認知症患者の早期発見や対策を鈍らせてしまう結果も考えられ、また、結果的に要介護者本人や家族に対する精神的あるいは金銭的負担を増加させることによって憲法 25 条にうたわれている社会福祉の向上及び増進の懸念に反することにもなりかねません。
 そこで、誰もが安心して受けられる医療・介護保険制度の実現のため、下記の事項を要望します。
 記
 1、要支援者への対応を従来どおり介護保険給付の対象者とする。こと。
 2、特別養護老人ホーム入居条件に介護度 3 以上の者等の枠づけを設けないこと。
 3、介護保険サービス利用者負担を現行どおり 1 割負担とすること。
 4、低所得者に対する補足給費条件を現行どおりとすること。
 以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。
 ○議 長 説明が終わりました。
 これより質疑、討論を行います。
 質疑、討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑、討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 賛成多数です。よって、発議第 11 号は原案のとおり可決されました。
 お諮りいたします。
 ただいま意見書案、決意案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 異議なしと認めます。
 これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。
 ここで村長のあいさつをお願いいたします。
 ○村 長 平成 26 年中川村議会 9 月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。
 本定例会は、第 15 期の議会が始まって最初の定例会でありましたが、村田新議長の円滑な進行のもと、慎重かつ充実したご審議をいただくことができました。両委員長

にもお取りまとめの労をいただき、大変ありがとうございました。

また、25年度決算を初めとして、提案申し上げた案件をすべて原案のとおりご承認いただいたことにも感謝を申し上げます。

特に、人事案件では、鈴木監査委員に引き続き監査委員をお願いしたいとする提案をご承認いただきました。鈴木委員には大変ご苦労をおかけいたしますが、何とぞよろしく願い申し上げます。

一般質問では、防災対策やJR東海リニア新幹線工事への対応など、たくさんの問題提起をちょうだいいたしました。

この秋には第5次総合計画後期計画策定のため各地区での懇談会も実施いたしますので、住民の皆さん方の意見もお聞きし、また、議員各位に引き続きご提案もお願い申し上げます、一人一人の元気が生きる美しい村づくりを進めていきたいと考えております。

請願、陳情においても、集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく法整備を行わないように国に求める意見書など、11の意見書を提出することが決定されました。国のありさまが、ありようが変わるとさえ言われている大きな変更がなされようとする中、議員一人一人がご自身のお名前と責任において、熟慮の上、判断を下され、また、活発な議論の末に意見書提出という結果となったことに大変敬意を表する次第であります。

さて、稲刈りは峠を越えましたが、いよいよ実りの秋本番となりました。また、スポーツの秋、芸術の秋でもあり、さまざまなイベントが盛りだくさんに予定されています。議員各位が元気にご活躍いただき、盛り上げてくださることをお願い申し上げ、議会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって平成26年9月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時39分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

○議長

○事務局長